石川県弓道連盟専門部規程

(根 拠)

第1条 本規程は、石川県弓道連盟規約第16条の規定にもとづき、石川県弓道連盟(以下「本連盟」という。)専門部の業務遂行に関し、必要な事項を定める。

(目的)

- 第2条 専門部は、評議員会及び理事会の議決にもとづき、本連盟事業を円滑に運営するため、理事長の指揮のもとに、第7条の業務分掌にもとづいて事業を執行することを目的とする。
- 2 各専門部は、相互に連携、協力しながら事業を執行するものとする。

(組織)

- 第3条 専門部は、競技部、強化部、指導部、審査部、女子部及び広報部の6部とし、 各部に所属する部員で組織する。
- 2 各専門部の新設ならびに改廃は、理事会の議決を経て定める。

(構 成)

- 第4条 専門部には部長、副部長及び部員を置く。
- 2 部長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- 3 副部長は、所属部員の中から部長が指名し、会長が委嘱する。
- 4 各専門部に所属する部員は、各専門部長とも協議のうえ、理事長が調整して決定し、 会長が委嘱する。
- 5 本連盟副会長及び理事長は、部長から相談を受け、また、部長の要請に応じて各専 門部会に出席することができる。

(任期)

- 第5条 専門部の部長、副部長及び部員の任期は、本連盟の役員の任期と同一とする。
- 2 補欠または増員により選任された者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 専門部の会議は、部長が必要に応じて招集する。

部長は、会議を開催する旨及び会議の開催結果等について、理事長に報告するものとする。

- 2 各専門部の合同会議(専門部長会議)は、会長の承認を得て理事長が招集する (業務分掌)
- 第7条 各専門部は、次の業務を分掌する。また、業務の内容に応じて必要があると認めた場合は、理事長の要請にもとづき複数の専門部が連携して処理するものとする。 競技部
 - (1) 本連盟主催の競技大会の運営に関すること
 - (2) 競技大会の後援及び指導に関すること
 - (3) 競技記録の作成に関すること
 - (4) その他、競技における必要事項に関すること

強化部

- (1)選手の育成、強化に関すること
- (2) 国民体育大会及び県内予選を伴う全国的な大会等の選手の決定と派遣に関すること
- (3) その他、強化における必要事項に関すること

指導部

- (1) 弓道の資質向上に関すること
- (2) 講習会及び研修会の実施に関すること
- (3) 高等学校及び中学校の弓道の指導協力に関すること
- (4) 講習会の受講者の推薦に関すること
- (5) その他、弓道指導における必要事項に関すること

審査部

- (1) 本連盟主催の審査会の業務に関すること
- (2) 本連盟主催の審査会の審査員委嘱に関すること
- (3) 中央審査及び連合審査の開催地としての協力に関すること
- (4) その他、審査における必要事項に関すること

女子部

- (1) 女子の弓道普及に関すること
- (2) 女子競技選手の指導と強化に関すること
- (3) 女子の研修会及び講習会に関すること
- (4) その他、女子弓道における必要事項に関すること

広報部

- (1) 本連盟の広報業務に関すること
- (2) 本連盟ホームページの運営、本連盟機関誌の発行及び月刊弓道誌への記事投稿に関すること
- (3) その他、広報における必要事項に関すること

(活動経費等)

第8条 各専門部の活動に要する経費については、予算に定める範囲において一定額を 支給するものとし、部長は毎年度終了後に、その支出内容について理事長に報告する ものとする。

(事業報告等)

第9条 各専門部の部長は、事業計画及び事業実績の状況を常任理事会において報告するとともに、評議員会及び理事会において説明するものとする。

(附 則)

- 1 本規程は、昭和62年2月8日から実施する。
- 2 平成5年12月25日 一部改正
- 3 平成18年2月 日 一部改正
- 4 平成24年4月1日 一部改正
- 5 平成25年4月1日 一部改正
- 6 平成29年4月1日 一部改正